

研究活動「公的研究費等の適正な執行にむけての取り組みについて」

研究不正防止に向けた基本方針

東大阪大学及び東大阪大学期大学部（以下「本学」という。）では、文部科学大臣決定の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び本学における「公的研究費の使用に関する行動規範」に基づき、最高管理責任者である学長の統括の下での研究不正防止のための組織的な体制と対策により、研究活動における不正行為の防止及び公的研究費の適正な運営・管理を行い、本学の学術研究の更なる発展に努めます。

1. 機関内の責任体制について

本学の責任体制は次のとおりです。

責任体制	役職名	責任と権限
最高管理責任者	学長	本学全体を統括し、公的研究費等の運営・管理のすべてにおいて最終責任を負う者
統括管理責任者	副学長	最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者
コンプライアンス推進責任者	事務局長	公的研究費等の使用並びに申請についての実質的な責任と権限を持つ者

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備について

事務処理手続き及び使用ルール等に関する機関内外からの相談窓口

TEL : 06 (6782) 2824

FAX : 06 (6782) 2896

E-mail : soumu@higashiosaka.ac.jp

東大阪大学／東大阪大学短期大学部 総務部総務課

※電話による受付時間は、平日9時～17時まで

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施について

大学事務局（総務部総務課）を「不正防止計画推進部署」とし、最高管理責任者のリーダーシップの下、不正使用の防止に努めます。

4. 研究費の適正な運営・管理について

- 適切な物品管理として、大学事務局（総務部総務課）による検品検収を徹底します。
- 本学の教職員と共謀し、不正な取引に関与した業者に対し、最高管理責任者は取引停止等の処分を行います。

5. 情報の伝達を確保する体制について

公的研究費の不正使用に関する通報及び告発受付窓口を設置し、その情報が最高管理責任者に適切に伝達される体制を構築しました。

通報及び告発受付窓口

TEL : 06 (6782) 2824

FAX : 06 (6782) 2896

E-mail : soumu@higashiosaka.ac.jp

住所 : 〒577-8567 大阪府東大阪市西堤学園町 3-1-1

東大阪大学／東大阪大学短期大学部 総務部総務課

※電話による受付時間は、平日9時～17時まで

※FAX、メールによる通報（告発）は、情報を正確に把握するために以下の別紙様式をご使用ください

別紙様式（word）

対象

公的研究費の不正行為に関するもの

留意事項

- ・ 通報及び告発は、原則、顕名で行うこととし、不正を行った研究者及び研究グループ、不正行為の態様等事案の内容を明示し、かつ、不正とする科学的合理的理由が示されているもののみ受け付けます。
- ・ 匿名による通報は、通報の内容に応じ、顕名の通報があった場合に準じた取扱いをします。
- ・ 調査の結果、通報等の内容が悪意に基づくものと認定された時は、通報者が、本学職員の場合は就業規則に基づく処分等必要な処置を講ずる。また、当該者が他機関に所属する場合は当該機関長へ通知し、その他の場合はその他必要な措置を講ずる等適切な処置を行います。

6. モニタリング体制について

不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、機関全体の視点からモニタリング・監査を不正防止計画推進部署（総務部総務課）が主体となり実施するほか、体制の不備の検証も行います。